

件名

保険業法施行規則第七十三条第二項第二号の規定に基づき支払備金として積み立てる金額を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第七十三条第一項第二号（同令第一百六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険業法施行規則第七十三条第一項第二号の規定に基づき支払備金として積み立てる金額を定める件（平成十年大蔵省告示第二百三十四号）の一部を次のように改正し、令和五年三月三十一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(生命保険会社等の支払備金)</p> <p>第一条 保険業法施行規則(以下「規則」という。)第七十三条第一項第二号(規則第六十条において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)に規定する金融庁長官が定める金額は、生命保険会社及び外国生命保険会社等にあつては、次に掲げる方法により算出した金額を平均した金額とする。ただし、通常の予測を超える事象が発生した場合において、当該事象の発生に関する特別の事情があるときは、一般に公正妥当と認められる会計基準及び適正な保険数理に基づく他の方法により計算した金額とすることができる。</p> <p>「二〇三 略」</p>	<p>(生命保険会社等の支払備金)</p> <p>第一条 保険業法施行規則(以下「規則」という。)第七十三条第一項第二号(規則第六十条において準用する場合を含む。第二條において同じ。)に規定する金融庁長官が定める金額は、生命保険会社及び外国生命保険会社等にあつては、次に掲げる方法により算出した金額を平均した金額とする。</p> <p>「二〇三 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	